

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年11月21日(2022.11.21)

【公開番号】特開2022-94302(P2022-94302A)

【公開日】令和4年6月24日(2022.6.24)

【年通号数】公開公報(特許)2022-114

【出願番号】特願2021-144151(P2021-144151)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 304 D

【手続補正書】

【提出日】令和4年11月11日(2022.11.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技者が視認可能な演出を実行可能な所定の装飾装置を備える遊技機であつて、

前記所定の装飾装置は、

発光手段が配置された基板と、

前記発光手段から発光された光を入光可能であり、入光した光を所定方向に進行させて、

遊技者が視認可能な演出部を発光させることが可能なレンズ部と、

を備え、

前記発光手段は、第1発光手段と、前記第1発光手段とは異なる第2発光手段と、を有し、

30

前記基板は、第1の面に第1発光手段が配置され、第2の面に第2発光手段が配置され、
前記レンズ部は、

前記第1発光手段から発光された光を前記所定方向に進行させて、遊技者が視認可能な第1演出部を発光させることができ第1レンズ部と、

前記第1発光手段とは異なる面である前記第2の面に配置される前記第2発光手段から発光された光を、前記所定方向と略同一の方向に進行させて、遊技者が視認可能な第2演出部を発光させることができ第2レンズ部と、

前記第2発光手段から発光された光を、前記所定方向とは異なる特定方向に進行させる第3レンズ部と、

を有し、

40

前記第2レンズ部は、前記第3レンズ部により前記特定方向に向けて進行した光を、前記所定方向に向けて進行させることができあり、

前記第2レンズ部と前記第3レンズ部とは連接され、前記第2レンズ部と前記第3レンズ部とが連接される連接部は、前記特定方向に向けて進行する光を前記所定方向に向けて進行させることができ可能な形状に形成されており、

前記第1レンズ部は、発光態様が異なる複数の発光領域を有し、

前記複数の発光領域を区分する境界には、一の発光領域と他の発光領域との光の干渉を防止する境界壁が設けられており、

前記第2発光手段は、

複数の発光手段で構成され、

50

前記特定方向のうち第1特定方向に光を発光可能な第1特定方向発光手段と、前記特定方向のうち前記第1特定方向とは異なる第2特定方向に光を発光可能な第2特定方向発光手段と、
を備える、

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

従来、例えばパチンコ機又はパチスロ機などの遊技機が公知となっている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

特許文献1には、レンズ部材を、基板における発光手段の実装面を覆う位置から、基板の少なくとも一つの端部よりも外側であり、かつ基板における発光手段8281aの実装面の裏面を超える位置まで延設し、光を反射可能な反射部材で形成されるとともに、基板の少なくとも一つの端部よりも外側であり、かつ基板における発光手段の実装面の裏面を超える位置であって、レンズ部材の端部から出光する光を反射可能な位置にベース部材を設けた遊技機が開示されている。

20

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

30

【特許文献1】特開2019-107322号公報

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

特許文献1に記載の遊技機によれば、レンズ部材を介した照射にムラが生じることを抑制し、興趣を高めることが可能となる。しかし、遊技機には発光手段等を配置するスペースに限りがある。そのような状況下でも、さらに興趣を高めるための発光演出を行うことができる遊技機の提供が望まれている。

40

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明は、上述した課題に鑑みてなされたものであり、興趣を高めることができ遊技機を提供することを目的とする。

【手続補正7】

50

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明に係る遊技機は、

遊技者が視認可能な演出を実行可能な所定の装飾装置（例えば、第1演出部物59E）を備える遊技機であって、

前記所定の装飾装置は、

発光手段（例えば、表側第1LED5927E、表側第2LED5928E、裏側LED5929E）が配置された基板（例えば、LED基板5922E）と、10

前記発光手段から発光された光を入光可能であり、入光した光を所定方向（例えば、前方）に進行させて、遊技者が視認可能な演出部（例えば、第1発光部59251E、第2発光部59252E、立設部59212Eの前方側の端面59216E）を発光させることができ可能なレンズ部（例えば、第1レンズ5925E、第2レンズ5921Eの平板部59211E、第2レンズ5921Eの立設部59212E、第3レンズ5926E）と、
を備え、

前記発光手段は、第1発光手段（例えば、表側第1LED5927E、表側第2LED5928E）と、前記第1発光手段とは異なる第2発光手段（例えば、裏側LED5929E）と、を有し、20

前記基板は、第1の面（例えば、前方側の面）に第1発光手段が配置され、第2の面（例えば、背面側の面）に第2発光手段が配置され、

前記レンズ部は、

前記第1発光手段から発光された光を前記所定方向に進行させて、遊技者が視認可能な第1演出部（例えば、第1発光部59251E、第2発光部59252E）を発光させることができ可能な第1レンズ部（例えば、第1レンズ5925E、第3レンズ5926E）と
、

前記第1発光手段とは異なる面である前記第2の面上に配置される前記第2発光手段から発光された光を、前記所定方向と略同一の方向（例えば、前方）に進行させて、遊技者が視認可能な第2演出部（例えば、端面59216E）を発光させることができ可能な第2レンズ部（例えば、立設部59212E）と、30

前記第2発光手段から発光された光を、前記所定方向とは異なる特定方向（例えば、側方）に進行させる第3レンズ部（例えば、平板部59211E）と、
を有し、

前記第2レンズ部は、前記第3レンズ部により前記特定方向に向けて進行した光を、前記所定方向に向けて進行させることができあり、

前記第2レンズ部と前記第3レンズ部とは連接され、前記第2レンズ部と前記第3レンズ部とが連接される連接部（例えば、第2レンズ5921Eの角部）は、前記特定方向に向けて進行する光を前記所定方向に向けて進行させることができ可能な形状に形成されており、
前記第1レンズ部は、発光態様が異なる複数の発光領域を有し、

前記複数の発光領域を区分する境界には、一の発光領域と他の発光領域との光の干渉を防止する境界壁が設けられており、

前記第2発光手段は、

複数の発光手段で構成され、

前記特定方向のうち第1特定方向（例えば、イ～ハの範囲内に向けた方向）に光を発光可能な第1特定方向発光手段（例えば、裏側LED5929aE）と、前記特定方向のうち前記第1特定方向とは異なる第2特定方向（例えば、ニ～ヘの範囲内に向けた方向）に光を発光可能な第2特定方向発光手段（例えば、裏側LED5929bE）と、
を備える、

ことを特徴とする。

10

20

30

40

50

【手続補正 8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 8

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 9

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 0

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 0】

本発明によれば、興趣を高めることができ可能な遊技機を提供することが可能となる。

10

20

30

40

50